○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部	課室等名	財政部 財産管理活用課
許	認可等名	本庁舎における物品の販売等の許可
根	拠 法 令	徳島市庁舎等管理規則
根	拠 条 項	第8条第2項
 連	絡 先	(電話 621-5052)
	基準	 1 庁舎等又はその構内においては、物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、庁舎責任管理者の許可を受けた場合は、この限りではない。 2 1のただし書の規定により、庁舎責任管理者の許可を受けようとする者(以下「申請人」という。)は、所定の申請書に必要事項を記入し、その見本又はひな型を添えて庁舎責任管理者に提出しなければならない。。 3 庁舎責任管理者は、2の許可を与えたときは、当該申請人に対して、許可書を交付するものとする。この場合において、必要と認めるときは、庁舎責任管理者はその許可に必要な条件をつけることができる。
	参考事項	
	設定等年月日 	平成24年8月1日設定(平成年月日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (設定しない ものについて はその理由)	総日数 15日(休日を除く・休日を含む)
l±1	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)